

—目次—

- ★共同企業体編成表の記載事項は。
- ★運営委員会の下に設置すべき専門委員会はどのようなものか。
- ★比較的小規模な工事現場に専門委員会は設置すべきか。
- ★施工委員会で協議すべき事項には、どのようなものがあるか？
- ★専門委員会の規則について
- ★工事事務所はどのように組織されるべきか？
- ★工事事務所において、職員の配置決定手続きについて
- ★技術者等の職員の配置の考え方について？
- ★共同企業体での、労働基準法上の適用範囲は。
- ★共同企業体での、労働安全衛生法の適用範囲は。
- ★共同企業体での、労働者災害補償保険法の適用は。
- ★現場派遣職員の就業条件について配慮すべきことは。
- ★時間外勤務、休日勤務等に係る手当では、共同企業体が支給するのか。
- ★共同企業体工事における安全衛生管理面での留意点は。
- ★取引業者の選定に際して、留意すべき点は。
- ★出資比率は、工事途中において変更することが可能か。
- ★出資比率 変更の手続きは
- ★構成員数2社の共同企業体（出資比率 A:B=70:30）において、当該工事の50%を構成員B社に下請発注することには、問題があるか。
- ★JV制度の利点とは
- ★JVを構成するための要件は

- ★JV を活用する方式は。
- ★共同企業体運用準則とは。
- ★共同企業体運営モデル規則の構成は。
- ★JV のメリットは
- ★特定建設工事共同企業体の概要は
- ★経常建設共同企業体の概要は
- ★地域維持型建設共同企業体の概要は
- ★甲型共同企業体（共同施工方式）と乙型共同企業体（分担施工方式）とは
- ★異業種 JV とは
- ★異業種 JV のメリット、デメリットは

★共同企業体編成表の記載事項は。

共同企業体の運営委員会の委員名、工事事務所の組織、所属企業。

例えば、工務長の下に何人の工務主任がおり、〇〇工務主任の下には何人の工務係員がいるのか、又、それぞれの職員はどの構成員から派遣されているのか等が一覧にして明らかになるもの。

編成表に派遣元の企業名を明記することとされています。

共同企業体運営委員会 委員長名、委員名

共同企業体工事事務所 所長名、工務長名、工務係名、事務長名、事務係名など

★運営委員会の下に設置すべき専門委員会はどのようなものか。

施工委員会：運営委員会で決定された方針、計画等に沿って工事の施工に関する
具体的かつ専門的事項を決定する。

購買委員会：共同企業体で必要な資機材等の物品及び下請等の役務の調達につ
いて協議決定するため、施工委員会の機能を分化して設置される。

技術委員会：通常、特殊な工法、技術等を必要とする工事を施工する場合に当該技
術に係る専門的事項を協議決定し、運営委員会等に意見具申する。

安全委員会：常時 50 人以上の労働者を使用する事業場において設置すべき機関で
労働者の危険の防止に関する重要な事項を調査審議する。

衛生委員会：常時 50 人以上の労働者を使用する事業場において設置すべき機関で
労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要な事項を
調査審議する。

安全衛生委員会：安全委員会及び衛生委員会の設置に代えて設置することができる。

★比較的小規模な工事現場に専門委員会は設置すべきか。

安易に施工委員会以外の専門委員会を設けることは、経費、事務手続き等の面から共同施工の円滑かつ効率的な遂行に逆効果を及ぼす可能性があり、不必要なものを設置することのないよう、十分協議する必要があります。

★施工委員会で協議すべき事項には、どのようなものがあるか？

運営委員会において決定された方針、計画等に沿って工事の施工に関する具体的かつ専門的事項を協議すべきです。

施工委員会は、現場の運営組織である工事事務所における意思決定期間であり、運営委員会の下部組織として設置されるもので、運営委員会において決定された方針、計画等にそって以下に掲げる工事の施工に関する具体的かつ専門的事項を協議する権限を有する。

- 1 施工計画及び実施管理に関する事項
- 2 安全衛生に関する具体的事項
- 3 工事实行予算案の作成及び予算管理に関する事項
- 4 決算案の作成に関する事項
- 5 協定原価算入基準案の作成に関する事項
- 6 工事事務所の人事配置及び業務分担に関する事項
- 7 取引業者の選定並びに軽微な取引に係る取引業者の決定及び契約の締結に関する事項
- 8 発注者との契約変更に関する事項（変更契約の締結を除く）
- 9 その他工事の施工に関する事項

★専門委員会の規則について

専門委員会の目的、権限、開催、議事方法、付議事項及び他の委員会への報告・協議事項を盛り込んだ規則を運営委員会において決定しておく。

専門委員会規則は、専門委員会が公正かつ合理的に運営され得る体制を確保するものであり、規則に即して全構成員が十分に協議し、施工に関する合理的決定がなされることが必要である。

- 1 目的：当該委員会が果たすべき役割、機能
- 2 権限：当該委員会の共同企業体組織における位置づけ、その決定事項の効果の及び範囲
- 3 構成：委員となりえる者の資格、委員の人数。
- 4 開催・議事方法、開催すべき時期、開催の方法・手続き、運営の方法・手続き、議事決定の方法・手続き
- 5 付議事項：具体的な付議事項
- 6 報告・協議事項：運営委員会へ報告する事項の基準、その方法、
その他委員会への報告・協議すべき事項の基準、その方法

★工事事務所はどのように組織されるべきか？

共同企業体の現場組織は構成員間の権限調整等の理由による不必要なポストの設置を避け、必要な技術者等の配置を行うことが必要であり、工事事務所モデル規則では、工事事務所に置くポストを規定しており、そこでは、所長、副所長、事務長、工務長、事務主任、工務主任、事務係及び工務係を置くとされている。

★工事事務所において、職員の配置決定手続きについて

技術職員、事務職員の配置の決定については、以下の手続きで行うのが公正である。

- 1 運営委員会において、共同企業体として必要な技術職員、事務職員の人数と工事現場に設置する役職についての人員配置の枠組みを決定する。
- 2 運営委員会において、各役職に職員を派遣する構成員を決定する。

- 3 各構成員において、工事現場の役職に派遣する職員を決定する。

★技術者等の職員の配置の考え方について？

- 1 工事規模・性格・出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保する。
- 2 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、派遣される職員はポストに応じ、経験、年齢、資格等を勘案して決定する。
- 3 特定の構成員に権限が集中することのないよう配置する。
- 4 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮する。

★共同企業体での、労働基準法上の適用範囲は。

甲型共同企業体と乙型共同企業体とで異なります。

甲型共同企業体において、労働基準法上の使用者は、共同企業体で使用する労働者の労働条件に関して、工事事務所長があたると解されています。しかし、共同企業体の工事事務所長のみが同法の使用者責任を負うわけではありません。

つまり、甲型共同企業体に使用される労働者の多くは各構成員から派遣された職員だからです。

このため、共同企業体の工事事務所長からみると、労働基準法上の使用者責任も共同企業体として決定しうる範囲内において負い、ほかは職員を派遣している構成員それぞれが使用者責任を負うことになります。

共同企業体の工事事務所長が直接雇用した労働者については、共同企業体の工事事務所長が、全面的に使用者責任を負うことになります。

乙型共同企業体の場合は、各構成員間の分担工事ごとに、それぞれの構成員単独の事業と同様の取扱いを受けます。つまり、各構成員が、労働基準法上の使用者であり、労働者は、その分担工事に従事するものである。

★共同企業体での、労働安全衛生法の適用範囲は。

甲型共同企業体の場合

労働安全衛生法上において、「二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して負った場合において、そのうちの一人を代表者として定めて、これを労働基準局長に届け出なければならない」と定めています。

従って、甲型共同企業体の施工する工事に関する同法上の義務はすべて代表者である企業が負うこととなります。

しかし、安全配慮義務違反等により、労働災害が発生した時は共同不法行為者として各自全額の損害賠償義務を負うと考えられ、賠償後の内部負担については、各構成員の出資比率に応じて負担することとなります。

乙型共同企業体の場合

分担工事を施工する構成員各自がそれぞれに労働安全衛生法上の義務を履行する必要があります。

★共同企業体での、労働者災害補償保険法の適用は。

甲型共同企業体の場合は、共同企業体が行う事業を全体の一事業とみなして、当該共同企業体の代表者を事業主として保険関係を成立さ

せませす。

乙型共同企業体による場合は、共同企業体協定書に基づく分担工事をそれぞれ独立の事業とし、共同企業体の各構成員をそれぞれ事業主として保険関係を成立させることとなります。

★現場派遣職員の就業条件について配慮すべきことは。

共同企業体としての統一的な就業に関する取り決めを行い、構成員にとって納得のいくものにするのが重要である。

運営委員会において共同企業体としての就業条件及び安全衛生管理に関する取り決めを行うことは円滑な現場運営のために大切である。

各構成員は、各々独自の就業規則等を有しており、それぞれまちまちのものを適用することは現場における職員相互の関係を保持していくうえで好ましくありません。

可能な限り統一的な取り決めを行い、構成に業務に従事することが必要である。

★時間外勤務、休日勤務等に係る手当では、共同企業体が支給するのか。

時間外手当、休日手当などは、所得税の対象となる給与は、共同企業体から支給すると源泉徴収の手続き等が難しくなるため、構成員の規則等の定めるところにより当該構成員から支給する方が適当であると考えます。

一方、出張旅費は、その実費的なことから合理的な範囲内の支給額であれば、所得税の課税対象とはならず、共同企業体の別途定める旅費規程に従い共同企業体の工事事務所において支給されることが一般的である。

★共同企業体工事における安全衛生管理面での留意点は。

代表者及び工事事務所長の役割があります。

建設現場で働く労働者の環境の保持・改善は、労働者の負傷、疾病、死亡といった重大な事態を招かないようにするためにも重要な課題です。

乙型共同企業体については、一般の単体施工の現場とほぼ変わりません。しかし、甲型共同企業体の場合は、代表者（スポンサー）を労働基準局に届出なければなりません。

そして、この代表者は安衛法上の事業者として位置づけられ、法規上の事業者責任を負うことになります。

共同企業体が常時50人以上（一部業種30人）の作業員を抱えるとき、統括安全衛生責任者を選任する必要があります。

★取引業者の選定に際して、留意すべき点は。

下請業者、資機材業者の決定にあたっては、決定手続きの公正性、明瞭性が要求されます。

取引業者の決定にあたっては、各構成員独自の取引業者をもっているのが普通です。

各構成員が、共同企業体の施工にあたって、施工管理のしやすさ等を考慮して選定します。

逆に、代表会社が単独で取引業者を決定すると、他の構成員の信頼が損なわれることとなり、円滑な共同施工の確保が困難になります。

従って、下請業者、資機材業者の決定に際しては、決定手続きの公正性、明瞭性を図るため、各構成員のため必ずしも運営委員会で決定

を経るべきとは限らず、施工委員会などで決定するほうが実務的でもあります。

★出資比率は、工事途中において変更することが可能か。

原則、変更することはできません。

しかし、工事途中において、大幅に工事規模が変更になった場合や特殊な技術を要する部分のみが増加した場合、構成員の一部が脱退した場合においては、出資割合を変更する合理的な必要性がある場合には出資比率の変更が可能です。

★出資比率 変更の手続きは

出資比率の変更は、共同企業体協定書の一部変更であるため、全構成員の合意が必要です。

運営委員会に付議され決定されることになり、共同企業体はあらかじめ書面をもってその旨を発注者に通知し、その承諾を得ておきます。

★構成員数2社の共同企業体（出資比率 A:B=70:30）において、当該工事の50%を構成員B社に下請発注することには、問題があるか。

1.自己契約に該当すると考えられます。

共同企業体それ自体は、法人格（権利能力）を有しない団体であり、共同企業体として行った法律行為の権利義務は、原則として各構成員に帰属し、共同企業体に帰属するものではないとされています。

この場合、共同企業体の構成員としての B 社と下請業者としての B 社との契約が存在しており、同一企業が同一契約において双方の当事者となる自己契約に該当します。

2.建設業法に抵触する恐れもあります。

下請契約は、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約と定義されています。

一つの企業が同一の工事において元請及び下請として施工することは建設業法に抵触する可能性があります。

3.ペーパーJVに該当すると考えられます。

当該工事の施工比率は、70:30 ですが、工事の 50%を B 社に下請発注すると、施工比率の実態は、A社は元施工分 50%の 7割=35%、B社は元施工分 50%の 3割=15%と下請施工分 50%=65% となります。実際は、構成員間の取引で一部の構成員のみが施工にあたり、他の構成員は施工にあたった構成員から見込利益相当額を名義料的に受け取る形態とされるペーパーJVに該当すると考えられます。

★JV制度の利点とは

融資力の増大

危険分散

技術の拡充、強化、経験の増大

施工の確実性

★JVを構成するための要件は

- 1.構成員相互の利害関係の複雑化、協調の困難性を避け、運営上の責任を明確化するために、企業数は概ね5社以内
- 2.各構成員が、資本・技術・材料を出し合う等により、工事の施工にあたって総合力が発揮でき、実質的施工能力が増大するようなものであること
- 3.JVの格付けが、構成員各々の格付けより昇格するような組合せであること

★JVを活用する方式は。

1.特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に対して、技術力を結集する目的で工事ごとに結成される。

2.経常建設共同企業体

中小・中堅建設企業が、継続的な協業関係を確保することによって経営力・施工力を強化する目的で結成される。

3.地域維持型建設工事共同企業体

地域の維持管理に不可欠な事業につき、継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制の安定確保を図る目的で結成される。

★共同企業体運用準則とは。

一般準則と個別準則とに分けられ、個別準則は特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体及び地域維持型建設共同企業体に分けられる。

それぞれに、1.性格、2.対象工事の種類・規模、3.構成員の数・組合せ・資格・結成方法、4.出資比率、5.登録、6.代表者の選定方法とその出資比率の規

定がある。

★共同企業体運営モデル規則の構成は。

運営委員会規則・・・共同企業体の最高意思決定機関としての位置づけ
とその機能の定め

施工委員会規則・・・工事の施工に関する事項の協議決定機関としての
位置づけとその機能の定め

経理取扱規則・・・経理処理、費用負担、会計報告等の定め

工事事務所規則・・・工事事務所における指揮命令系統及び責任体制
に関する定め

就業規則・・・・・・・・・・工事事務所における職員の就業条件等に関する定め

人事取扱規則・・・・・・・・管理者の要件、派遣職員の交代等に関する定め

購買管理規則・・・・・・・・取引業者及び契約内容の決定手続きに関する定め

JV 解散後の瑕疵担保責任に関する覚書

★JVのメリットは

・融資力の増大

複数の建設業者が資金を拠出しあうことで、少ない資金で大規模な工事
の受注が可能となる。また、発注者に対する信用も単体企業の場合より増
大する。

・危険分散

天災、人災等の施工時のリスクを分散することができる。

また、構成員の経営不振に陥り倒産に至った場合も、他の構成員が連帯

して工事完成を確保できる。

- ・技術の拡充・強化、経験の増大

単体で技術力が不足している場合でも、複数の構成員が得意分野を組み合わせるにより、税体の施工力がアップする。

- ・施工の確実性

構成員の協力、連帯責任により、単一建設業者の施工に比べ工事の施工が確実である。

- ・上位等級工事への参加

競争参加資格審査において、客観的点数及び主観的点数の特例計算、点数調整計算が行われるため、構成員単独のときに比べ施工能力が増大したと認められる場合がある。

- ・合併への足がかり

独立した企業形態を維持しつつ、合併に近い企業力のアップができる。やがて、合併となれば建設業再編の足がかりとなる。

上記のようなメリットが上げられるが、実際の企業側の理由は、発注者の要請が第1位である。

★特定建設工事共同企業体の概要は

性格：建設工事の特性に着目して工事ごとに結成される

種類・規模：大規模工事であって技術的難度が高い
(高速道路、橋梁、トンネル、ダム他)

構成員：2ないし3社

組合せ：最上位等級のみ、又は最上位等級及び第2位等級に属する組合せ

資格：次の3つの要件を満たす必要あり

- 1.当該工事の許可業種につき、営業年数が数年（3年間）あること
- 2.当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請けとして一定の実績があり、同種工事を施工した実績があること
- 3.すべての構成員が当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること

決済方法：自主結成

出資比率：最小限度基準は、構成員数を勘案して発注期間が定める。

2社の場合—30%以上

3社の場合—20%以上

代表者の選定方法：施工能力の大きい方、等級の異なる組合せの場合は、上意等級の方。

代表者の出資比率・構成員中最大とする

★経常建設共同企業体の概要は

性格：優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、経営力、施工力を強化するため結成する。

種類・規模：技術者を適正に配置しうる規模

上意等級構成員の等級の発注工事価額以上

構成員：2～3社

組合せ：同一等級又は直近等級に属する者の組合せまで

資格：次の3要件を満たすこと

- 1.許可業種につき、営業年数が少なくとも数年（3年間）あること
- 2.元請けとして一定の実績を有すること
- 3.すべての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者、主任

技術者で国家資格を有する者が存し、これらの技術者を工事現場に配置しうること。

決済方法：自主結成

登録：一企業が登録できるJVの数は原則ひとつ。

出資比率：最小限度基準は、構成員数を勘案して発注期間が定める。

2社の場合—30%以上

3社の場合—20%以上

代表者の選定方法：構成員によって決定された者

代表者の出資比率：構成員において自主的に決定

★地域維持型建設共同企業体の概要は

性格：地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される

種類・規模：災害応急対応、除雪、修繕、パトロールなど地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事

構成員：事情に応じ円滑な共同施工ができる数（上限10社）

組合せ：土木工事（又は建築工事）の許可を有する者を最低1社含む

資格：次の4要件を満たすこと

1. 許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること
(許可更新の有無)
2. 元請けとして一定の実績を有すること
3. 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者、主任技術者
で国家資格を有する者が存し、これらの技術者を工事現場ごとに

配置しうること。

土木工事業の許可を有する上位等級の構成員が監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の選任を求めない。

4.地域の地形、資質等に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できること

決済方法：自主結成

登録：原則としてひとつ。

出資比率：発注機関が定める。

3社の場合—20%以上、

5社の場合—12%以上

代表者の選定方法：土木工事業の許可を有し、施工能力の大きい者の中から構成員において決定された者

代表者の出資比率：構成員において自主的に決定

★甲型共同企業体（共同施工方式）と乙型共同企業体（分担施工方式）とは

甲型共同企業体とは、JVが一体となって共同して施工する完全な共同施工方式です。

全構成員があらかじめ定めた出資比率に応じて、資金・人員・機械等を拠出し、一体となって施工する。利益金の分配及び損失の負担は、出資割合に応じて計算される。

乙型共同企業体とは、各構成員間であらかじめJVの請け負った工事を工区あるいは工種に分割し、各構成員はそれぞれ分担した工事について責任

をもって施工する方式です。

分離・分割方式に似ていますが、最終的に構成員全員がJVとして、施工した工事に対して連帯して責任を負います。

又、出資比率のの変わりに工事分担額を定めます。しかし、実務では協定書で出資割合を決めておき、結果として分担工事額が出資割合に収まるように調整される場合もあります。

★異業種JVとは

異業種JVとは業種を異にする者が結成するJVです。

特定の工事について、複数の工事種別にまたがる有益な技術提案を受け付けるため互いに異なる工事種別の企業にJVへの参加を呼びかけている。

★異業種JVのメリット、デメリットは

発注者側のメリット・デメリット

専門工事業者の専門的な能力を、発注者との密接なコミュニケーションのもとでよりきめ細かく発揮させることができる。

作業間の調整が円滑化し工期の短縮がはかられる。

一体的な品質管理や安全対策が可能

異業種の工事を一体として発注することによりコスト削減できる。

発注手続きが、JV結成手続き等により発注までに要する時間が長くなる。

異業種JVの場合、建設業法上の許可を有していない等の理由から、JVのメリットであるはずの契約履行責任に不明確な点が発生する。

施工者側のメリット・デメリット

構成員の技術交流による企業の技術力の強化、企業連携による技術力・営業力の強化といった大きなメリットが存在する。

専門工事業者が対等な立場で参画することにより、相互の情報交換や施工方法等に関する技術開発が促進される。

安全対策、近隣対策等が一体的に遂行できる、施工技術の調整が容易になる等のメリットがある反面、スポンサーの技術者配置の長期化等のデメリットが考えられる。

連帯責任の履行方法に不明確な点があるため、各施工者にとってのリスクとなる。